

本市初、岡崎信用金庫と市政全般を対象にした遺贈寄附に関する協定を締結します。

岡崎市では、本市の市政全般へ遺贈による寄附を希望されるかたの手続きが円滑に行われるよう、岡崎信用金庫と本市初の「市政全般への遺贈による寄附に関する協定」を締結します。

- 1 日時
令和7年8月20日(水曜日) 市長定例記者会見終了後
- 2 場所
岡崎市役所第二来賓室(東庁舎4階)
- 3 協定の内容
 - (1) 岡崎市が遺贈寄附を希望されるかたから相談を受けた場合、岡崎信用金庫の相談窓口を御案内します。相談窓口では、遺贈寄附に関する専門的なアドバイスを受けることができます。
 - (2) 遺贈寄附を希望するかたが同意し、遺贈寄附が可能となった場合、岡崎信用金庫は岡崎市への遺贈寄附手続きを進めることができ、納入した寄附金は岡崎市の財源として活用します。
- 4 出席者(敬称略)
岡崎信用金庫 副理事長 畔柳雅宏
岡崎市長 内田康宏
- 5 遺贈寄附について
個人が遺産の全部または一部をゆかりのある自治体や団体へ寄附することです。

<お問い合わせ先>

担当部署: 総合政策部秘書課

報道責任者: 課長 森聡子 TEL:0564-23-6001

担当者: 主任主査 小野田整 TEL:0564-23-6006